

「横浜市シェアサイクル事業」の実施に向けた サウンディング型市場調査実施要領

横浜市では「横浜都心部コミュニティサイクル事業（H26年4月～）（以下「都心部事業」という。）」及び「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験（R4年6月～）（以下「広域事業」という。）」の事業期間が満了することに伴い、令和7年度からは全市一体でのシェアサイクル事業の展開を見据え、令和6年度中に協働事業者の公募を予定しています。

公募に先立ち、本市のシェアサイクルの将来像や事業目的等をまとめた「横浜市シェアサイクル事業実施方針（案）」（以下「実施方針（案）」という。）を策定しましたので、実施方針（案）の内容及び公募条件について、民間事業者の皆様との「対話」（サウンディング型市場調査）を実施します。

この対話を元に、実施方針や公募条件を精査し、今後の公募手続を進めていきたいと考えていますので、ぜひご参加ください。

■対話の実施

【日 時】令和6年7月1日（月）～7月12日（金）（1グループ1時間程度）

【場 所】横浜市庁舎内会議室（詳細日時・場所は申込受付後に個別に調整）

【対象者】シェアサイクル事業に対して参画の意向を有する又は興味のある法人又は法人グループ

【対話の内容】次のページ以降参照

■対話に参加する場合の手続き（エントリーシート・事前ヒアリングシート等の提出）

（1）対話参加の申込み

対話に参加される方は、エントリーシート **様式1** に必要事項を記入し、Eメールへ添付の上、期間内に申込先へご提出ください。なお、件名の頭に【対話参加申込】と記載してください。

オンラインによる対話を希望される場合は、申込時にお伝えください。

【申 込 先】E-mail：do-sharecycle@city.yokohama.lg.jp

【申込期間】令和6年6月14日（金）～6月28日（金）

（2）事前ヒアリングシート等の提出

対話に先立ち、事前ヒアリングシート **様式2** に必要事項を記入し、Eメールへ添付の上、期間内にご提出ください。なお、件名の頭に【事前ヒアリングシート提出】と記載してください。また、ヒアリングシートを補足する任意の補足説明資料を提出いただいてもかまいません。

対話や事業の内容について質問がある場合は質問シート **様式3** も作成し、様式2と併せてご提出ください。

【提 出 先】E-mail：do-sharecycle@city.yokohama.lg.jp

【提出期限】対話実施の2営業日前まで

（3）資料提供

① 実施方針（案）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri->

[kankyo/kotsu/bycycle/bicycle-policy/iken.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kotsu/bycycle/bicycle-policy/iken.html)

② 仕様書（案）、提案書評価・選定基準（案）及び協定書（案）

エントリーシート受領後、対話に参加される方にEメールにて資料提供



1 対話の基本事項

「横浜市シェアサイクル事業」につきましては、事業者公募に先立ち、実施方針を策定します。

実施方針は、本市のシェアサイクル事業展開の将来像（令和16年度末まで）、シェアサイクルの位置づけや期待する役割、事業の目的等を、市民の皆様及びシェアサイクルの運営事業者様と共有し、応募事業者の皆様からのより一層質の高いご提案により公民連携の協働事業を円滑に推進することを目的に策定します。

今回お示しする実施方針（案）は、対話に参加する民間事業者等の方々からのご意見や市民意見募集で寄せられたご意見を踏まえ確定していきます。また、今回の対話に参加いただける方には、「横浜市シェアサイクル事業」の公募関連資料（案）（仕様書（案）、提案書評価・選定基準（案）及び協定書（案））の内容も共有し、実施方針（案）の内容とあわせて、事業運営上の視点等から幅広くご意見をお寄せください。

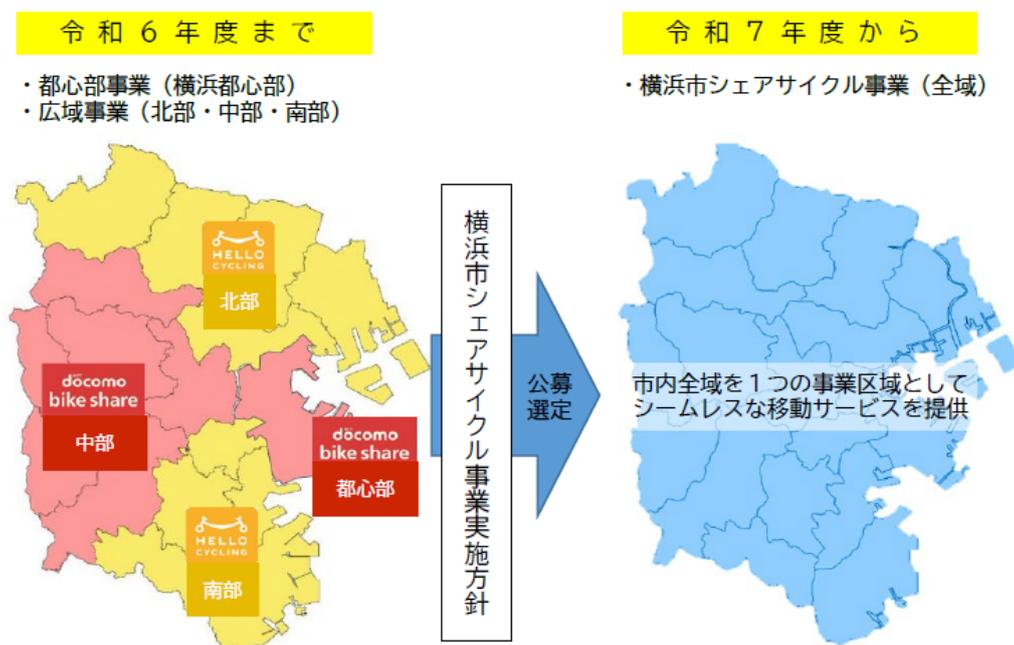
なお、「3 対話内容」に示す内容は、今後の公募手続に向けて本市として特に確認したい項目となりますので、可能な範囲で事前ヒアリングシートに記載の上、対話にてご意見をください。

※実施方針（案）及び公募関連資料（案）に示す内容は、現時点での横浜市の考え方であり、検討中のものも含まれます。

2 横浜市シェアサイクル事業について

本市は、横浜都心部において平成26年度から都心部事業を本格実施し、令和4年6月からは、都心部事業エリアを除く市域広域を3つの区域に分けて広域事業を開始しており、現在、市内で2つの事業によりシェアサイクルのサービスを提供しています。

都心部事業及び広域事業の両事業の実施期間が令和6年度末で終了することに伴い、これまで育ててきたシェアサイクル事業によるサービス提供を切れ目なく継続し、更なる移動の利便性向上に向けて、令和7年度からは全市一体でのシェアサイクル事業の展開を見据え、令和6年度中に協働事業者の公募を予定しています。

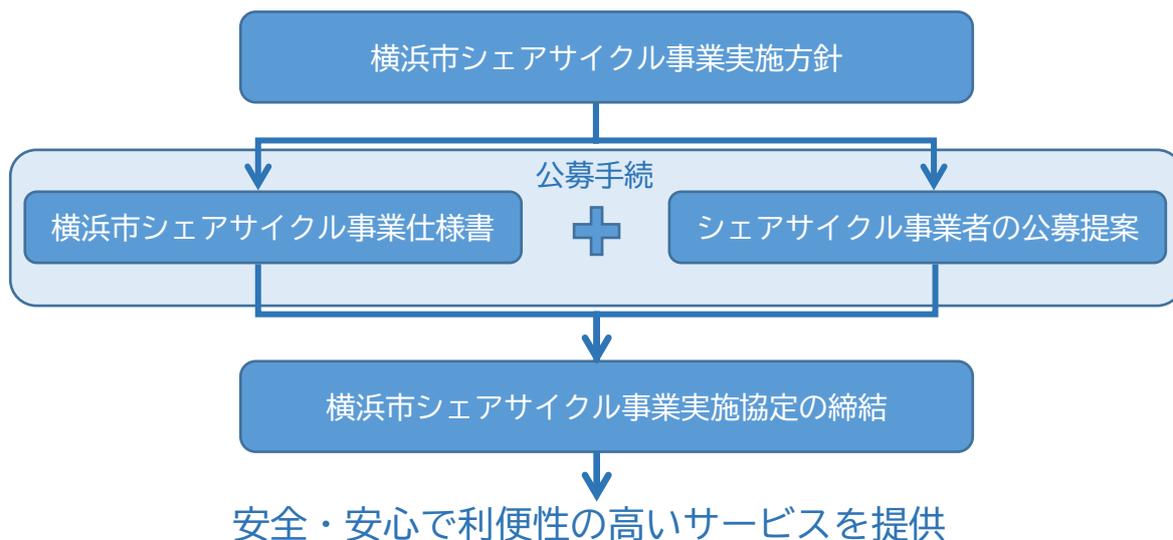


公募に際しては、実施方針の考え方を踏まえ、本市として必要な事業実施の必須条件を記載した「横浜市シェアサイクル事業仕様書」（今回の対話では「仕様書（案）」を対話の参加者に共有します。）を公募手続きの際に公表します。

公募に参加される事業者の皆様は、実施方針の考え方を踏まえ、仕様書の条件以上の公募提案をいただき、本市は、その提案内容を適切に評価して協働事業者予定候補者を決定します。

その後、仕様書の条件と公募提案の内容を盛り込んだ事業実施協定を締結し、安全・安心で利便性の高いサービスの提供体制を担保した上で、協働でシェアサイクル事業を展開していきます。

詳細については、「実施方針」をご覧ください。



3 対話内容（対話において、お聞きしたいと考えている項目です）

（1）対話内容

本対話では、事業に興味のある民間事業者等の方から、主に以下の項目について、ご意見等をお聞かせください。なお、自らが協働事業の実施主体となることを前提としたご意見・ご提案をお願いします。併せて、シェアサイクルの将来や今後の可能性、事業推進上の課題・問題点など、今後の検討において参考となる事項についても幅広くご意見・ご提案をお聞かせください。

- (1) 実施方針の事業目標指標
 - ・各目標指標についてのご意見
- (2) 実施方針の10の重点取組
 - ・①～⑩までの重点取組についてのご意見
- (3) 仕様書（案）
 - ・仕様書（案）の記載内容についてのご意見
- (4) 提案書評価・選定基準（案）
 - ・各評価項目及びの加点内容等に対するご意見
- (5) 協定書（案）
 - ・協定締結に際して調整が必要な項目に対するご意見

- (6) 公募への参入意向
 - ・公募への参入意向及び参入体制についての現時点のご見解
- (7) その他
 - ・その他自由意見

(2) 対話の進め方

参加される皆様には、上記項目について事前に記載の上でご提出いただく「事前ヒアリングシート」**様式2**に沿って一括してご説明いただき、それを踏まえて、市側から質問をさせていただきます。一部お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

4 留意事項（必ずご確認の上、お申し込みください）

(1) 参加及び対話内容の取扱い

- ア 対話の参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。
- イ 対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで対話時点の想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。
- ウ 対話参加の申込みが多数であった場合、対話の実施日を提示期間以外で調整させていただく場合があります。

(2) 対話に関する費用

対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話（文書照会含む）やアンケート等を行うことがあります。その際は、ご協力をお願いします。

(4) 実施結果の公表

- ア 対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
- イ 公表にあたっては、事前に参加事業者に内容の確認を行います。
- ウ 参加企業等の名称及び企業ノウハウに係る内容など、公表することにより企業等の「権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあるもの」（横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項）等に該当する場合は、非公表とします。非公表の該当部分は、参加事業者と個別に調整の上で決定します。

(5) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- イ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密

接な関係を有すると認められるものをいう。)

- ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

(6) 参考情報

横浜市道路局ウェブページ

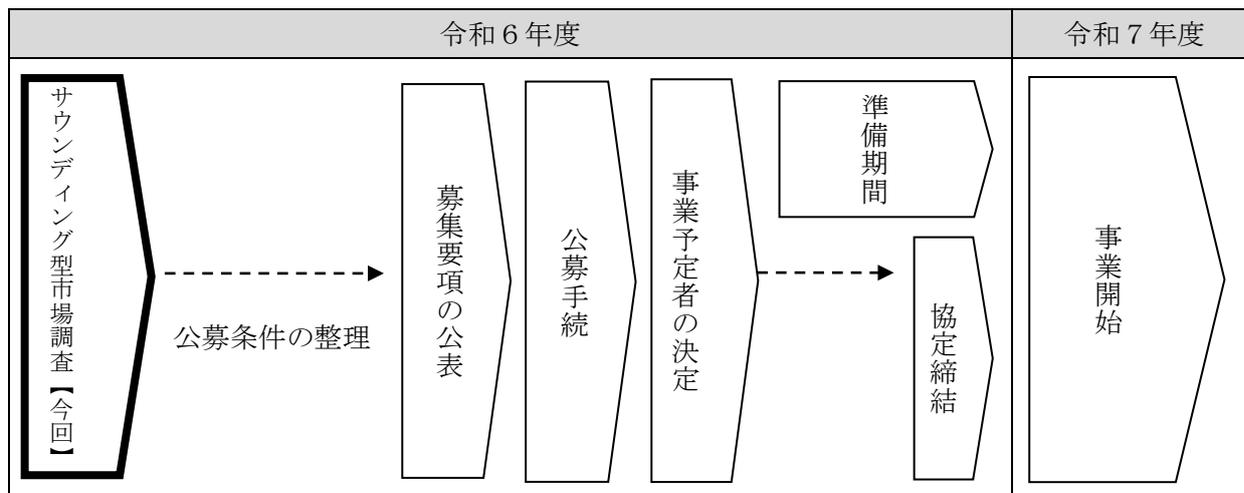
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/bycycle/bicycle-policy/iken.html>



(対話ページ二次元バーコード)

5 今後の想定スケジュール

現時点で想定しているスケジュールです。(※今後変更になる可能性もあります。)



6 お問い合わせ・提出先

連絡先	横浜市 道路局 道路政策推進課 担当：伊藤、寺本
所在地	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 市庁舎22階
電話	045-671-3644
E-mail	do-sharecycle@city.yokohama.lg.jp